

◆ 令和4年度事業計画書 ◆

◇◆目次◆◇

介護老人福祉施設

目的・方針

事業実施計画

1. 円滑な運営に向けて
2. 職員の資質向上
3. 利用者に関して
4. 保健・衛生管理
5. 非常災害対策
6. 事故に関する対策
7. 苦情に関して
8. 職員体制
9. 介護報酬
10. 職員研修計画

社会福祉法人	はばたきの里
特別養護老人ホーム	第三いこいの園
〒733-0815 広島市西区己斐上六丁目 939-1	
TEL (082) 275-0066	
FAX (082) 275-0093	

目的・方針

利用者が要介護状態又は要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

サービスを提供するに当たり以下の基本方針に基づき、常に利用者の立場で考えサービスの向上に努める。

基本方針

“ ふれあい と やすらぎ ”

- ・安心で快適な生活が送れるよう常に利用者の立場で考え行動します。
- ・家族・地域とともに歩み、より多くの人から信頼される施設をめざします。
- ・職員として専門知識を学び、理解し、向上心をもって取り組みます。

2022年4月1日
社会福祉法人はばたきの里
理事長 藤田 加都子

事業実施計画

1. 円滑な運営に向けて

事業の実施に向けて特別養護老人ホーム第三いこいの園が地域においてさらに定着すること及び地域福祉の向上を目的とする。

- ① 介護保険関係または他の法令を遵守し、常に適正な介護サービスの提供と介護報酬請求に努める。
- ② 適切なサービス提供、広報活動により地域福祉の拠点となり貢献できるよう努める。地域の拠点としての機能を発揮して、日常生活又は社会生活上の支援を要する高齢者に対して福祉サービスを積極的に提供できるよう努める。
- ③ 定期的にサービス自己評価を実施し、サービスの向上に努める。
- ④ 利用者や家族・関係協力機関との信頼関係と連携の強化を図る。
- ⑤ 利用者の重度化等に伴い、高齢者施設における医療的ケアの実施が必要となってきた

いるため、介護職員が喀痰吸引等を実施するための技術と知識を身に付け、法制度のもとに適切に実施し、利用者の安心・安全と、更なる介護サービスの充実に努める。

⑥ 介護職員に対する処遇改善を図り、介護職員の職場定着とキャリアアップに努める。

2. 職員の資質の向上

① 各研修会に積極的に参加し、得た知識及び技術を発表できる環境作りをし、職員の資質向上に役立てる。

② 内部研修（介護技術・感染症予防・虐待等）を年3回以上行い職員の資質向上を図る。

③ ヒヤリ・ハット、事故事例を基に安全配慮への意識向上を図り、事故防止、安全なサービス提供に努める。

④ 安全推進委員会を設置し、職員の健康管理、危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策などの重要事項について、十分な調査及び審議を行う。

3. 利用者に関して

① 新規利用者は事前面談で身体状況、日常生活等の確認を行い、契約書、重要事項説明書、サービス計画書等の説明を行い、サービス内容についての同意を得る。

② 多職種協働による施設サービス計画・ケアプランの作成・見直しを年2回以上行い、職員が共通した利用者情報をもって統一したサービスの提供に努める。

③ 管理栄養士等が低栄養状態にある方またはおそれのある利用者に対し、栄養ケア計画を作成し、これに基づいたサービスを実施、定期的な評価・見直しを行い栄養状態の改善に努める。

④ 身体拘束は行わないことを基本とし、安全確保に必要な対応をケアプランに反映する。

⑤ 嗜好調査を年2回以上行い、嗜好や季節に配慮したメニュー、適時・適温を心がけた食事の提供に努める。

⑥ 家族との連携を図るため、面会時には利用者の近況報告をするよう努める。

⑦ 利用者の病状の変化、その他緊急事態等が生じたときは、速やかに家族、関係医療機関等に連絡する等の措置を講ずる。また、医療機関受診の際は、看護師が同行し、家族又は医療従事者に適切な情報伝達及び対応を行う。

⑧ 認知症ケアの充実のため、認知症の理解と対応方法を学び個別ケアに努める。

⑨ 利用者の身体機能維持向上のため、理学療法士によるリハビリを実施し自立生活を支援する。

4. 保健・衛生管理

① 利用者・職員の定期健康診断、日常の健康管理を行い、状態の変化の早期発見に努める。

- ② 利用者・職員の体調管理、施設内の衛生管理を徹底し、感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス）の予防に努める。感染症が発生した場合は、施設内に蔓延しないよう必要な対策を行う。また、感染症予防のための感染症対策委員会を月1回程度開催する。
- ③ 多職種との連携を密にし、感染予防に努める。また、外来者からの感染予防の徹底に努める。
- ④ 厨房設備の衛生管理、給食従事者の定期身体検査を行い食中毒の予防に努める。
- ⑤ 浴槽水は残留塩素濃度を規定値に維持することにより衛生管理を行い、レジオネラ菌検査を定期的に行う。

5. 非常災害対策

- ① 避難確保計画の作成・訓練実施の義務化に伴い防災組織計画を見直し、法令に則り定期的に避難、救出等の訓練を実施する。
- ② 緊急連絡体制を確立し、近隣住民との連携を図る。また、非常災害時の近隣住民の受け入れができる体制を整える。
- ③ 施設設備の保守点検など、非常災害時に備え定期的な点検を実施していく。

6. 事故に関する対策

- ① 月1回事故検討委員会を開催し、事故発生時の事故原因の究明とヒヤリ・ハット事例の対応策を検討する。又、事故発生時には必要に応じて広島市等への報告を行う。
- ② 事故予防への取り組みのため事故の根本となる原因を探り、必要な対策や対応手段を個別ケアに取り入れる。

7. 苦情に関して

- ① 事業運営に関わる利用者・家族、地域住民等から苦情が上がらないよう努める。
- ② 苦情処理については、苦情受付担当の相談員が迅速に対応し、処理要綱の定めるところにより対処する。
- ③ 社会性・客観性を確保した苦情解決を図る為、理事・職員以外の苦情受付窓口として第三者委員を任命し、必要に応じ第三者委員会を開催する。

8. 職員体制

職員は、看護・介護職員の配置を3：1とする。

主な職員の配置は以下とする。

管理者	1名
生活相談員	1名
介護支援専門員	1名（生活相談員と兼務）
管理栄養士	1名
看護職員	2名（機能訓練指導員と兼務）
介護職員	12名

9. 介護報酬

①介護報酬収入見込み

	介護報酬見込み		
	R4年度当初見込み	R3年度見込み	R3年度当初
月間の介護報酬収入	10,704,000円	10,325,000円	10,616,000円
年間の介護報酬収入	128,450,000円	124,470,000円	127,393,000円
利用率	92.0%	87.5%	92.0%

※上記収入は利用者一割負担・食費・居住費・空床型短期入所生活介護の利用料を含む。

10. 職員研修計画

①施設内研修

研修テーマ	開催予定回数
法人理念、介護保険関係法令の理解及び遵守	年1回、新規採用時
介護技術の定着、質の向上、評価	年2回
利用者等の人権の擁護、虐待の防止	年2回、新規採用時
認知症高齢者への理解	年1回
身体的拘束等によらないケアの実施	年2回、新規採用時
サービス中の事故防止等のリスクマネジメント	年2回以上、新規採用時
感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修	年2回以上、新規採用時

②外部研修への参加

広島市、市社協、老人福祉施設連盟主催等の研修参加の促進。参加後は報告会を実施。